

第1回久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者候補者選定委員会 会議録

- 日 時 平成26年6月24日(火) 18時30分～20時30分
- 場 所 職員会館メルクス3階会議室
- 出席者 松尾ミヨ子委員、矢野志乃ぶ委員、井上益規委員、平田茂委員、秦美樹委員、崎野薫恵委員(全員出席)
- 開催形態 公開(審議事項の一部は非公開)
傍聴者 なし

議事及び議決の状況

1 久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者候補者選定委員会委員会

(1) 委嘱状交付

(2) 健康福祉部 國武部長挨拶

(3) 委員紹介

(4) 委員長及び副委員長の選出

－委員長に井上委員、副委員長に松尾委員を選出－

(5) 選定委員会の運営について

－事務局より「選定委員会に関する定め」「選定委員会運営要領」を説明－

《委員より質問・意見なし》

－事務局より「久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者候補者選定委員会傍聴要領(案)」を説明－

《委員了承》

(6) 選定委員会審議スケジュールについて

－事務局より「選定委員会審議スケジュールについて」を説明－

委員：10月の面接審査はその場で審査するのか。候補者が決まるのは10月下旬とあるが確認したい。

事務局：面接審査は、提案者によるプレゼンテーションを行い、同日中に審査をお願いする。市の手続きを経て、10月下旬に候補者の決定となる。

委員：応募者は何件程度を見込んでいるのか。

事務局：現時点では不明である。

(7) 管理運営業務仕様書について

－事務局より「久留米市田主丸老人福祉センター管理運営業務仕様書」を説明－

委員：「13備品等」の文中の「軽微なもの」や、「17送迎車の運行」の文中の「団体」については、もっと具体的に定義したほうが良いのではないか。

事務局：他の施設を参考に、改めて調整する。

委員：休館日が日曜であるが、休館日を変えることは可能か。

事務局：休館日については、条例に記載のとおりとなる。

- 委員 : ヘルストロンとは何か。
- 事務局 : 電気などで治療する機器で、座って、椅子に座って足元にある器具から電流が流れる。
- 委員 : 「施設の管理運営に関する基本的な考え方」に関連して、これからは高齢者に地域福祉の担い手的な側面を求めていくような視点が必要ではないか。
- 施設内の浴室は、水中歩行用の設備などがあるのか。また、車椅子やAEDは設置してあるか。
- 事務局 : 「施設の管理運営に関する基本的な考え方」については、委員からのご意見を踏まえ、表現などを検討する。
- 浴室は通常の浴室であり歩行用設備は設けていない。車椅子、AEDは設置している。
- 委員 : 年間の年代別の利用者数は分かるか。
- 事務局 : 年代別の利用者数は把握できていない。現在の指定管理者に確認を行い、詳細を確認し、必要に応じ資料に反映していきたい。
- 委員 : 仕様書に記載の高齢者の相談業務は、どれくらいの専門性を求めているのか。専門的な相談業務を求めるのであれば、仕様書に具体的な記載をした方が良いものと思われる。また、老人クラブによるボランティア活動などをうまく活用していけば、先ほど委員から意見が延べられた、高齢者を地域福祉の担い手という視点の取り組みができるのではないかと思われるが、事務局はどう思われているのか。
- 事務局 : 現指定管理者が行っている高齢者相談については、関係機関の協力を得て、必要に応じ、相談業務を行っている。なお、国が定めている老人福祉センターの運営要綱の中では、資格要件までは明記されていません。
- また、老人クラブも地域において様々なボランティア等の活動を行っているため、委員からのご意見を踏まえ、老人クラブの活用が提案されるよう仕様書の記載方法などを検討したい。
- 委員 : 「24職員の配置等」で、配置基準が明記してあるが意味がわかりにくい。現在の運営で何名の方が従事しているのか。また、人員配置については、誤解を招かないよう明確に記載するほうが良いのではないか。
- 事務局 : 現在の指定管理者の従事者は、所長を含め6人体制でローテーション行い管理している。仕様書では、最低、常時必要と考えられる人員を記載しているが、応募団体に誤解を招かないよう、記載方法を検討したい。
- 委員 : 仕様書の中で耐震診断の記載があるが、診断の結果、耐震改修工事が必要な場合の補償などをどのように考えているのか。
- 事務局 : 現時点では、耐震診断結果が出ていない状態であるが、仮に改修工事が必要となった場合には、極力、利用者や管理者にご迷惑が掛からないような施工方法について、検討したい。
- 委員 : 耐震診断の結果、施設の建替えになるような可能性はないのか。
- 事務局 : 現在、耐震診断を実施している最中であるが、その結果が出ないと建替えが必要かどうかは不明である。

2 議題

(1) 募集要項（案）について

－事務局より「久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者募集要項（案）」を説明－

委員：募集要項では、資料の配布が窓口にて配付となっているが、その他に予定はしていないのか。

事務局：窓口での配付のほか、久留米市ホームページに掲載を行う予定である。

委員：指定管理者によりよいサービスを提供して頂くには、適正な費用を支払って、サービスを提供していただくことも大事である。そのような中、耐震改修や上水道接続など不確定な部分も多く、消費税8%から10%へ増額が予定されている。また、資料5では、指定管理料に対し記載されている主な経費から、適正な見積もりができるのかが疑問である。

事務局：上水道接続後に増額と見込んでいる部分については、募集要項に記載している。また、消費税の増額については、田主丸老人福祉センターの指定管理だけの問題ではなく、他の施設などと同様な取り扱いを行うこととなる。なお、平成26年度の指定管理料については、消費税5%から8%へ増額を行っていることから、消費税については同様の取り扱いになることが予想される。

委員長：原案のとおり了承してよろしいか。

《全委員了承》

(2) 選定要領（案）について

－事務局より「久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者候補者選定要領（案）」を説明－

委員：最低基準が総得点で5割以上とあるが、各項目で5割以上とした方がよいのではないか。また、収入を得ることが困難な項目を設ければ、応募団体も得点を得られないのではないのか。地域活性化についてもなかなか厳しいものがあるのではないか。委員の皆さんはいかが思われるか。

委員：指定管理の公募を行うなかで、最低基準というルールや考え方はあっても良いものと思われる。収入増や地域活性化については、地域雇用や自主事業での収入など指定管理者の創意工夫によって、提案することが可能であるものと考えられる。また、指定管理者の提案により休館日に開館し、地域の高齢者の来館を促すことも可能なものと考えられる。

委員：施設の利用料での収益が見込めないなか、事業による収益は可能なのか。

事務局：お見込みのとおり。なお、施設に係る利用料金については、条例に基づく取り扱いが必要となる。

委員：この選定要領は、今後も協議することが可能なのか。

事務局：選定要領は、本選定委員会で決定することから、必要に応じ、協議することは可能である。

委員：条例に基づく利用料金が定めてあるなか、指定管理者において利用料金を設定し、収入とすることは可能なのか。

事務局：現在の条例の範疇での取り扱いとなる。

委員長　：　選定要領（案）について、原案のとおり了承してよろしいか。

《全委員了承》

委員長　：　本日、ご指摘いただいた点や誤字・脱字等、重大な事項を除いては、委員長と副委員長に一任いただき調整したいが、よろしいか。

《全委員異議なし》

3 その他

（1）第2回選定委員会の日程について

－事務局より、次回の選定委員会については改めて日程調整をする旨を説明－

《委員より質問・意見なし》

4 閉会